

アメリカ憲法における  
尊厳概念の展開とその意義(1)

中 曾 久 雄

# アメリカ憲法における 尊厳概念の展開とその意義(1)

中 曾 久 雄

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 尊厳概念の展開
  - 2-1 尊厳概念とは
  - 2-2 Neomi Rao
  - 2-3 Reva Siegel
  - 2-4 Leslie Meltzer
- 3 尊厳の適用の在り方
  - 3-1 尊厳のもとでの自由と平等の統合的理解  
(以上 42 卷 3・4 号)
  - 3-2 同性愛
  - 3-3 中絶
  - 3-4 同性婚
- 4 むすび-尊厳概念の意義 (以上 43 卷 1・2 号)

## 1 は じ め に

従来、アメリカでは、プライバシー権などの領域において尊厳への言及がなされてきたが<sup>1)</sup> 尊厳概念それ自体についてはその抽象性や不明確性を理由

---

1) 例えば、Thornburgh v. American College of Obstetricians and Gynecologists, 476 U. S. 747 (1986) においては、中絶を行うかどうかの女性の決定は「個人の尊厳および自律にとって基本的」であるとされている。もっとも、後にみるように、尊厳が言及されているのはプライバシー権の領域に限定されるものではない。

にして検討は必ずしも十分に行われてこなかった<sup>2)</sup>ところが、近年、同性愛、同性婚の事例において、連邦最高裁がたびたび尊厳に言及していることから、尊厳概念に対する注目が集まり、その検討の必要性・重要性が指摘されるようになった<sup>3)</sup>。そこで、本稿では、近年のアメリカにおける尊厳概念に関する議論に注目し、憲法上において尊厳を主張することの意義を検討することを目的とするものである。

## 2 尊厳概念の展開

### 2-1 尊厳概念とは

尊厳は極めて多義的概念であり、その定義についても一致をみていない<sup>4)</sup>。そのため、尊厳は、法学、哲学、宗教上の論争的テーマとなってきた<sup>5)</sup>。元来、尊厳はキリスト教上に起源を持つとされ、哲学的、宗教上の観念として定立してきたものである<sup>6)</sup>。キリスト教において、人間は神に似せて作られたために、人間には尊厳があるとされてきた<sup>7)</sup>。また、尊厳は、法概念として、特に、自然

2) George Wright, *Dignity and Conflicts of Constitutional Values: The Case of Free Speech and Equal Protection*, 43 SAN DIEGO L. REV. 528, 528 (2006); Jordan Paust, *Human Dignity as a Constitutional Right: A Jurisprudentially Based Inquiry into Criteria and Content*, 27 HOW. L. J. 145, 148 (1984); Vicki Jackson, *Constitutional Dialogue and Human Dignity: States and Transnational Constitutional Discourse*, 65 MONT. L. REV. 15, 17 (2004).

3) Ernst Benda, *The Protection of Human Dignity (Article 1 of the Basic Law)*, 53 SMU L. REV. 443, 453-54 (2000).

4) George Wright, *Dignity and Conflicts of Constitutional Values: The Case of Free Speech and Equal Protection*, 43 SAN DIEGO L. REV. 528, 528 (2006). もっとも、尊厳は決して抽象的概念ではなく、実質的内容を有する概念であるという指摘もある。Paolo Carozza, *Human Dignity and Judicial Interpretation of Human Rights: A Reply*, 19 EUR. J. IN T. L. L. 931, 931 (2008).

5) Denise Réaume, *Indignities: Making a Place for Dignity in Modern Legal Thought*, 28 QUEENS L. J. 61, 62 (2002).

6) Christina Wells, *Reinvigorating Autonomy: Freedom and Responsibility in the Supreme Court's First Amendment Jurisprudence*, 32 HARV. C. R. -C. L. L. REV. 159, 165 (1997).

7) Kevin Hasson, *Religious Liberty and Human Dignity: A Tale of Two Declarations*, 27 HARV. J. L. & PUB. POL'Y 81, 85-87 (2003).

権概念との関連において発展してきた。自然権概念は、人間の尊厳の重要性を強調し、人権保障、人間の自律の根底には尊厳があるとしてきた<sup>8)</sup>。また、憲法との関連においては、19世紀末に、諸外国の憲法(例えば、ワイマール憲法)に尊厳という用語が登場することになる<sup>9)</sup>。その後、20世紀に入り、尊厳の憲

8) Neomi Rao, *On the Use and Abuse of Dignity in Constitutional Law*, 14 COLUM. J. EUR. L. 201, 206 (2008).

9) ドイツにおける人間の尊厳概念については、田口精一「ボン基本法における人間の尊厳について」法学研究 33 巻 12 号(1960年) 167 頁、同「ボン基本法における人格の自由な発展の権利について」法学研究 36 巻 11 号(1963年) 1 頁、押久保倫夫『『個人の尊重』の意義—ドイツにおける『人間像』論を検討して—』『人権と憲法裁判』(成文堂、1992年) 36 頁、根森健「人間の尊厳の具体化としての人格権」『ドイツ公法の理論』(一粒社、1992年) 297 頁、井上典之「いわゆる『人間の尊厳』について」阪大法学 43 巻 2・3 号(1993年) 617 頁などが挙げられる。

ドイツの基本法は、ワイマール憲法下でのナチスによる暴虐の反省のもとに、そこからの転向を規範化し、人間の尊厳を国家の最高価値として位置づけたものである。玉蟲由樹『『人間の尊厳』—人権の『源』』新井誠・高作正博・玉蟲由樹・真鶴優喜『憲法学の基礎理論』(不磨書房、2008年) 231 頁。ただ、ドイツにおける人間の尊厳の把握は多様であるとされている。ドイツにおける人間の尊厳の内容について、それ自体が非常にポレミッシュであり、それが「価値」であるためにその内容が論争的であり、コンセンサスを得難いものとなっている。そこで、ドイツでは人間の尊厳を「絶対的概念」ではなく、「状況依存的な、変遷しうる概念」として捉えている。このことは、連邦憲法裁判所も認めることとなっている。人間の尊厳は「どのような事情の下で人間の尊厳が侵害されたことになるのかについて、一般的に語ることででき」ず、それは、「常に具体的な事例の顧慮においてのみ確定」されるものとして捉えられている。青柳幸一『『個人の尊重』と『人間の尊厳』：同義性と異質性』横浜経営研究 7 巻 4 号(1987年) 18 頁。

また、何が人間の尊厳に対する制限になるのかについての把握も多様である。ドイツの代表的学説は、「基本法 1 条 1 項が定める人間の尊厳保障への典型的な制限として、『人間の平等の著しい侵害』、『身体的・精神的アイデンティティおよびインテグリティの著しい侵害』、『個人に対する社会国家的・法治国家的責任の著しい怠慢』を挙げ、それぞれ『奴隷制、農奴制、被差別者から人間性と生命権を剥奪するような差別的取り扱い、女性・子どもの売買』、『拷問、研究目的および強制目的での秘密裏のまたは強制的な医療操作、洗脳、白剤あるいは催眠術を用いた意思告白、組織的な侮辱・陵辱』、『最低限度の生存の無保障、援助なき状態への放置、国家に自己の生活欲求を汲み取らせるあらゆる可能性を閉ざすこと』を挙げる。また、別の学説は、「人間の尊厳の構成要素を①生存不安からの自由、②平等、③自律の人格、④法治国家原理、⑤身体的同一性への配慮の 5 つに分類」し、人間の尊厳に対する制限を上記の学説と同様のものを挙げているという。ただ、近年の学説は、人間の尊厳についての絶対不可侵性を相対化し、人間の尊厳も憲法上の比較衡量の一要素とする有力説が登場していると指摘する。玉蟲由樹「人間の尊厳と拷問の禁止」上智法学論集 第 52 巻 1・2 号(2008年) 226~227 頁。

法上の位置づけがより明確化し、尊厳に言及する憲法典が増加することになる<sup>10)</sup>。ヨーロッパ諸国の憲法には（特に、ドイツ基本法）、ナチズムの反省から人間の尊厳が憲法の中核に位置すると観念されるようになった<sup>11)</sup>。そして、特に、人権保障との関係において、尊厳が人権の根底にあると考えられるようになったのである<sup>12)</sup>。尊厳は、憲法のみならず、国際法においても登場する<sup>13)</sup>。例えば、世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）においても、尊厳が言及されることになる（なお、世界人権宣言において尊厳は5か所に登場している）。このように、世界人権宣言における尊厳への言及は、尊厳概念が一国の憲法典にとどまらず、国際的にも普遍的な価値として承認されていることを意味する<sup>14)</sup>。

ところで、尊厳は憲法上多様な形態において規定されている。まず、ドイツ基本法のように、憲法における明文の規定により尊厳が定められ、それが憲法上の普遍的価値として承認されている場合である。次に、憲法典において尊厳に関する規定がなくとも、判例により尊厳が憲法上の地位が認められている場合である。アメリカ憲法がその典型例である。連邦憲法に尊厳が明文で規定されていないにもかかわらず、連邦最高裁は尊厳に言及しそれを援用している<sup>15)</sup>。尊厳は、元来普遍的な概念であり、アメリカ憲法における権利章典も尊厳に立脚したものであり<sup>16)</sup>、また、アメリカにおけるリベラルデモクラシーのルー

10) Vicki Jackson, *Constitutional Dialogue and Human Dignity: States and Transnational Constitutional Discourse*, 65 MONT. L. REV. 15 (2004).

11) James Whitman, *The Two Western Cultures of Privacy: Dignity Versus Liberty*, 113 YALE L. J. 1151, 1165 (2003).

12) Oscar Schachter, *Human Dignity as a Normative Concept*, 77 AM. J. INT'L L. 848, 850 (1983).

13) Jeremy Rabkin, *What We Can Learn About Human Dignity from International Law*, 27 HARV. J. L. & PUB. POL'Y 145, 146 (2003).

14) Neomi Rao, *Three Concepts of Dignity in Constitutional Law*, 86 NOTRE DAME L. REV. 183, 194-95 (2011); James Q. Whitman, *Enforcing Civility and Respect: Three Societies*, 109 YALE L. J. 1279, 1315 (2000).

15) Erin Daly, *The New Liberty*, 11 WIDENER L. REV. 221, 233 (2005).

16) Ronald Dworkin, *Three Questions for America*, N. Y. REV. BOOKS, Sept. 21, 2006, at 24-26; Walter Murphy, *An Ordering of Constitutional Values*, 53 S. CAL. L. REV. 703, 758 (1980).

ツも尊厳の保護にある以上、尊厳はアメリカ憲法のもとでも十分に妥当するものであるということになる<sup>17)</sup>

ただ、問題は、アメリカ憲法のもとでの尊厳とはどのようなものである。先にみたように、尊厳は抽象的概念ゆえに、その実用性・実践性については懐疑的な見解も有力に主張されてきた。例えば、尊厳は意味のない概念（*useless concept*）であるとか、尊厳は単に人々の道徳的信念の表明に過ぎないといった批判が有力になされてきた<sup>18)</sup>。しかも、アメリカでは、尊厳は権利の保障の局面のみならず<sup>19)</sup> 多様な局面において言及され<sup>20)</sup> 尊厳とはどのような概念であるかについて、必ずしも合意形成がなされているわけではない<sup>21)</sup> ところが、こうした状況下で、連邦最高裁が尊厳にたびたび言及したことで尊厳の有用性に注目が集まり<sup>22)</sup> 近年、アメリカでは尊厳について積極的分析が行われている。では、アメリカでは、尊厳についてどのような分析が行われているのであろうか。以下では、尊厳の重要性を指摘し、精力的に分析を試みる代表的な論者の見解を概観する。

---

17) Maxine Eichner, *Families, Human Dignity, and State Support for Caretaking: Why the United States' Failure to Ameliorate the Work-Family Conflict is a Dereliction of the Government's Basic Responsibilities*, 88 N. C. L. REV. 1593, 1596 (2010).

18) Leslie Meltzer, *The Jurisprudence of Dignity*, 160 U. PENN. L. REV. 169, 174-75 (2011). この点は、アメリカのみならず、カナダにおいても見てとることができる。Denise Reaume, *Discrimination and Dignity*, 63 LA. L. REV. 645, 648 (2003).

19) Schachter, *supra* note 12, at 850.

20) 例えば、後にみるように、州の主権免除 (*sovereign immunity*) において、尊厳が言及されている。Ann Althouse, *On Dignity and Deference: The Supreme Court's New Federalism*, 68 U. CIN. L. REV. 245, 250-56 (2000).

21) Judith Resnik & Julie Chihye Suk, *Adding Insult to Injury: Questioning the Role of Dignity in Conceptions of Sovereignty*, 55 STAN. L. REV. 1921, 1934-54 (2003); Edward Eberle, *Human Dignity, Privacy, and Personality in German and American Constitutional Law*, 1997 UTAH L. REV. 963, 975 (1997).

22) Jeremy Waldron, *Dignity and Defamation: The Vi-sibility of Hate*, 123 HARV. L. REV. 1596, 1612-14 (2010).

## 2-2 Neomi Rao

Rao は、尊厳について、固有の尊厳および実体的尊厳に分けて考察する。まず、固有の尊厳についてである。固有の尊厳には、固有の価値 (intrinsic worth) としての尊厳、消極的自由 (negative liberty) としての尊厳からなっている。

固有の価値としての尊厳とは、尊厳は人間性 (humanity) から生じるものであり、そのために普遍的価値を有しており、あらゆる人間に対して平等に保障されるというものである。しかし、固有の価値としての尊厳は、人間性のみならず、人間における特有の能力 (unique capacities) とも関連するものである。それは、David Hume が指摘するように、人間の尊厳は人間の特有の能力に由来すると同じ趣旨のものである。ここにいう人間に特有の能力とは、合理的思考、自己認識 (self awareness) といったものであり、それらはいずれも人間と他の動物を分かちものである<sup>23)</sup> この点に着目して、個人の尊厳、自律の意義を説くのが Immanuel Kant である。Kant は、こうした人間の特有の能力と尊厳をリンクさせる。Kant によれば、個人の自己統治や自律の基礎には尊厳があるという<sup>24)</sup> 人間のこうした特有の能力もまた普遍的で広汎なものである。このように、固有の価値としての尊厳は、人間性から生じる尊厳 (尊厳の平等性) と人間特有の能力から生じる尊厳の双方が含まれているのである<sup>25)</sup>

消極的自由としての尊厳は、表現の自由、信教の自由といった憲法に規定されている諸権利と関連するものである。これらの権利は、古典的自由として観念され、その特徴は消極性にある<sup>26)</sup> これらの権利は、政府からの侵害を排除して、個人の自由な領域を確保することを目的とするものである。それは個人の自由な自己決定の優位性を認めるものであり、尊厳と共通するものである<sup>27)</sup>

23) Daly, *supra* note 14, at 197-99. See also Lawrence Rothstein, *Privacy or Dignity?: Electronic Monitoring in the Workplace*, 19 N. Y. L. SCH. J. INT'L & COMP. L. 379, 383 (2000).

24) Rao, *supra* note 14, at 199-200. なお、Kant によれば、個人の精神的統合が阻害された場合に尊厳は侵害されるという。Ronald Green, *What Does It Mean To Use Someone as "A Means Only"*: *Rereading Kant*, 11 KEN. INST. ETHICS J. 247, 252 (2001).

25) Rao, *supra* note 14, at 201. なお、固有の価値としての尊厳は、尊厳の実体的観念とは異なり、人間の尊厳を実現するための特定の政策の実行を要求したりするものではない。

アメリカにおいて、尊厳は消極的自由としての側面を有しており、政府により侵害することのできない権利として観念されることになる<sup>26)</sup>。そして、消極的自由としての尊厳には2つの要求が存在している。第1に、消極的自由は、社会的立場、あるいは、経済的富に関わらず、個人に対して等しく保障されるというものである。第2に、消極的自由としての尊厳は、尊厳について特定の意義を要求するものではない。例えば、表現の自由の保障に際して、どのような表現が優越的であるかどうかを問わないのと同じように、消極的自由としての尊厳は、個々の権利の内実を問うものではない。たとえ権利の内容や価値について論争があるものの、政府の侵害がなく個人が特定の目的を追求することには論争はない。消極的自由としての尊厳は、自由の多様性、普遍性に対するコミットメントという観点から、自由の領域を個人に留保するものなのである<sup>27)</sup>。ただ、消極的自由としての尊厳に対しては、いくつかの批判が存在する。尊厳は、より積極的な概念であり消極的自由以上のものを要求しているという批判である。具体的には、尊厳からは最低限の社会的福祉の基準を導くことは可能である。尊厳は個人のケアを要求し、しかもその保護は政府の義務であるとしている<sup>30)</sup>。そうすると、消極的自由としての尊厳と福祉の要求には、緊張関係が存在している。福祉の要求は、個人の幸福 (wellbeing) と関連し、個人の自由の行使に際しての条件を設定するものである。福祉は極めて政治的あるいは文化的事項

26) 例えば、プライバシー権についていえば、ドイツではプライバシー権を自己のイメージ、名声に関する権利、情報自己決定権 (informational self-determination) として観念され、個人の基本的権利として認められている。これに対して、アメリカにおいては、プライバシー権を政府からの侵害から保護される権利として、つまり、消極的自由として観念されている。Whitman, *supra* note 11, at 1161-62.

27) Rao, *supra* note 14, at 203-04.

28) Rex Glensy, *The Right to Dignity*, 43 COLUM. HUM. RTS. L. REV. 65, 121 (2011).

29) Rao, *supra* note 14, at 205.

30) この点については、Aart Hendriks, *Personal Autonomy, Good Care, Informed Consent and Human Dignity. – Some Reflections From a European Perspective*, 28 MED. & L. 469, 473, 477 (2009). See also Maxine Eichner, *Families, Human Dignity, and State Support for Caretaking: Why the United States' Failure to Ameliorate the Work-Family Conflict is a Dereliction of the Government's Basic Responsibilities*, 88 N. C. L. REV. 1593, 1595 (2010).



であるために政治的状況に左右されるが、尊厳は政治的状況に左右されるものではない。個人の権利行使に際して福祉のような状況の有効性（effectiveness）は、個人の尊厳それ自体を変更するものではないのである<sup>31)</sup>

次に、実体的尊厳である。実体的尊厳は、個人の善き生に関する実体的判断のように個人および社会に対して特定の積極的見解を求めるものである。例えば、わいせつ物を規制する法律は、適切な性道徳を前提として、女性の尊厳を保護するために正当化される<sup>32)</sup>さらに、実体的尊厳は、尊厳の伝統的観念とも関わるものである。尊厳の伝統的観念は、社会規範によって望ましいと判断される特定の行為を促進するものとしての社会的理想として捉えられてきたものである<sup>33)</sup> 尊厳の実体的概念もそうした側面を有しているが、しかし、それだけにとどまらず、特定の尊厳を実現するために、特定の行為、あるいは、尊厳を促進する規範に対する遵守を要求するものである。確かに、尊厳は、個人の自律的側面や個人の自己実現に関わるものであるが、同時に、特定の行為や法規範への遵守を要求する以上、個人の個々の行為を制限することにもつながることになる<sup>34)</sup> ただ、問題は、人間は常に合理的ではなく、また、常に特定の行為を受け入れ、あるいは、法規範を遵守するとは限らず、結局のところ、政府による強制へとつながるということである。このように、尊厳の実体的概念は、特定の行為を要求するのみならず特定の行為の制限あるいは禁止を要求ものであるために、パターンリスティックな理由に基づく政府による制限を正当化することになるのである<sup>35)</sup>

## 2-3 Reva Siegel

Siegel の関心は尊厳それ自体ではなく、連邦最高裁が援用する尊厳概念の分

---

31) Rao, *supra* note 14, at 206-07.

32) *Id.* at 223-24.

33) *Id.* at 221-22.

34) *Id.* at 224-25.

35) *Id.* 225-26.

析にある。Siegelは、尊厳それ自体は包括概念であるとしつつも、連邦最高裁がこれまで援用してきた尊厳は決して包括的な概念ではないという。そこで、Siegelは連邦最高裁が援用してきた尊厳を以下の3つに整理する。

まず、生命としての尊厳である。典型的には、胎児の生命を保護するに際しての政府利益がそれに該当する。例えば、中絶の事例においてみられるように、胎児の生命の保護を正当化するために援用される尊厳である。後に検討する *Gonzales v. Carhart* において明確に認められている<sup>36)</sup>

次に、Kant的尊厳、すなわち、自律としての尊厳である。ここでは個人の自己実現、あるいは、自己定義 (self defining) が重視されることになり、客体化を拒絶するものとして観念される。こうした自律としての尊厳が尊厳の固有の価値に関わるものであるとされている<sup>37)</sup>

最後に、平等としての尊厳である。これは自由としての尊厳とは異なり、個人の社会的地位に関わるものであり、個人を社会における平等な成員として扱うことを要求するものである。つまり、尊厳のもとでは個人の自由と平等はリンクすることになる。Siegelによれば、連邦最高裁が言及する尊厳はむしろ平等としての尊厳であるという。例えば、人種に基づいて公立学校を割り当てる制度が問題となった *Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1*, 551 U. S. 701 (2007) では、生徒を人種に基づいて分類し、その分類に基づく学校を割り当てることは、社会における尊厳に合致しないとされ、また、性に基づく陪審の忌避が問題となった *J. E. B. v. Alabama ex rel. T. B.*, 511 U. S. 127 (1994) では、平等保護の核心には政府は個人を市民として扱わなくてはならず、人種、性別を加味することは許容されず、性に基づいて陪審を忌避することは尊厳の侵害になるとしている<sup>38)</sup>このように、人種差別および性差別は、特定集団に対して社会的役割を押し付けるものであり、自律として

---

36) Reva Siegel, *Dignity and Politics of Protection: Abortion Restriction Under Casey/Carhart*, 117 YALE L. J. 1694, 1738 (2008).

37) *Id.* at 1739.

38) *Id.* at 1743-44.

の尊厳のみならず平等としての尊厳を侵害するものであると指摘されている。<sup>39)</sup>

## 2-4 Leslie Meltzer

Meltzer によれば、連邦最高裁において尊厳のプレゼンスが高まる一方で、尊厳が何を意味するのかについて合意形成がなされていないという。そこで、問題は尊厳とは何かである<sup>40)</sup> Meltzer によれば、従来の学説は、まさにこの点に力点を置いて検討をしてきたとする。Meltzer は、こうした尊厳の本質の検討を行う者を本質主義者 (essentialist) として位置付ける<sup>41)</sup> (先にみた Rao や Siegel はまさに本質主義者であるといえよう)。Meltzer によれば、本質主義者は、尊厳の起源や意味を探ることで、尊厳の中核概念を探ろうとする。しかし、尊厳には多様な機能があり、本質主義者のアプローチでは、尊厳の多様な機能を捉えきれないという<sup>42)</sup>

そこで、Meltzer はこうした尊厳の本質を探ろうとする見解を明確に否定する。Meltzer によれば、尊厳はそもそも確定的概念ではないというのである。Meltzer によれば、尊厳は、確定的なものではなく変化しやすいものであり、しかも、文脈依存的概念でありそこには一貫性も存在していないという<sup>43)</sup> そこで、Meltzer が提唱するのは Wittgensteinian アプローチである。このアプローチは、Ludwig Wittgenstein の言語哲学に依拠するものである (Wittgenstein は、言語の性質について、その本質ではなく、ゲームと同様に言語が多様な方法に

39) Id. at 1744-45. Siegel は、中絶規制は個人の自律ではなく、性差別に該当し平等保護違反であると主張する。Reva Siegel, *The New Politics of Abortion: An Equality Analysis of Woman-Protective Abortion Restrictions*, 2007 U. ILL. L. REV. 991, 994 (2007). See also Catharine Mackinnon, *Reflections on Sex Equality under Law*, 100 YALE L. J. 1281, 1318-21 (1991).

40) Meltzer, *supra* note 18, at 181.

41) Id. at 182.

42) Id. at 182-84.

43) Id. at 188-89. さらに、こうした尊厳の定義は、Daniel Solove の主張するプライバシー権に関する定義とも通じるところがあるという。Solove は、プライバシー権について、本質的定義を放棄して、プライバシー権の侵害を類型化し、多様な機能を包含するものとして定義する。

作用する点に着目した)。このアプローチの特色は尊厳の本質を確定することを放棄し、尊厳の適用の局面といういわば実証面に着目することにある<sup>44)</sup>そして、Meltzerは、尊厳が適用される局面に焦点をあて、尊厳の分析を試みる。

そして、尊厳は、5つの局面において適用されているという。第1に、組織的地位 (*institutional status*) としての尊厳である。これは尊厳の固有性ではなく、社会におけるヒエラルキーに存在し、特定の地位に有する者ののみが尊厳を有するという点に着目するものというものである。例えば、中世ヨーロッパにおいて、国王や騎士といった特定の身分の者だけが尊厳を有するとされてきた<sup>45)</sup>歴史的に、尊厳は個人の身分と結合してきたものである。これは、アメリカにおいても同様である。建国期、アメリカにおいて尊厳は政府による統治と結合するものとして観念されてきた<sup>46)</sup>特に、組織的地位としての尊厳は、州の主権免除の事例において重要な役割を果たし、州の主権免除の拡大を正当化する理論として機能してきた。 *Seminole Tribe of Florida v. Florida*, 517 U. S. 44 (1996) において、通商条項は、修正11条により認められている州の主権免責規定を否定することはできず、それゆえに、連邦裁判所に州政府に対する裁判権を付与することはできないとしている。そして、これは現在において変化していない<sup>47)</sup>

第2に、平等としての尊厳である。平等としての尊厳は、人間の有する普遍的尊厳を強調する。人間の有する特性 (キリスト教的伝統において見られるように、人間が神に似せられ作られたという特性)、平等な人間の尊厳を導出するのである<sup>48)</sup>この平等としての尊厳には、3つの要素が含まれているという。第1の要素は、尊厳が普遍的であるということ、第2の要素は、尊厳が終身のものであるということ、第3の要素は、尊厳が横断的關係性を有するというこ

44) *Id.* at 188. 尊厳は概念ではなく多様な構想 (*conception*) として捉えられることになる。

45) *Id.* at 191-92.

46) *Id.* at 193.

47) *Id.* at 196-98. 例えば、*Federal Maritime Commission v. South Carolina Ports Authority*, 535 U. S. 743 (2002) においても確認されている。

48) Meltzer, *supra* note 18, at 200-01.

と、すなわち、平等としての尊厳は、すべての人間は各々が有する尊厳を尊重することを要求するのである<sup>49)</sup>。そして、連邦最高裁も平等としての尊厳に依拠している。例えば、性差別の領域において、*Roberts v. United States Jaycees*, 468 U. S. 609 (1984) では、性を根拠として女性を陪審から除外することは、人間の尊厳を侵害するものであり、*Powers v. Ohio*, 499 U. S. 400 (1991) では、特定人種を陪審から排除することは人間の尊厳と裁判所の統合を侵害すると指摘されている<sup>50)</sup>。

第3に、自由としての尊厳である。アメリカにおけるリベラルな政治哲学において、人間は自由で自律的で自己決定ができる存在として観念されている。自由としての尊厳は、平等としての尊厳とは異なり普遍性を問題とするのではなく、個人の自由な自己決定に焦点を当てるものである<sup>51)</sup>。自由としての尊厳に2つのレベルが存在している。1つ目のレベルは個人の自由な自己決定の尊重であり、2つ目のレベルは自己決定の環境の推奨である。特に、自己決定の行使の環境については、単に自由で自律的な自己決定だけでなく、それを支持し推奨する環境の存在が重要となる<sup>52)</sup>。このように、自由としての尊厳は、個人の自己決定とそれを行使する環境の双方を要求するものである。

第4に、人格統合 (personal integrity) としての尊厳である。人格統合としての尊厳は、4つの概念を包摂している。まず、人間は人格統合ができない限り尊厳を表現することはできない。統合が意味するのは人格の完全性 (wholeness) である。尊厳は人格の完全性の上に成立するものである。次に、人格統合としての尊厳は、自らの侵害行為あるいは他者の侵害行為から保護される必要がある。次に、人格統合としての尊厳は表象的な側面が存在している。人間の会話、振る舞いといったことにも尊厳の局面が存在している。最後に、そうした表象的な側面は尊厳に関する審美的 (aesthetic) 側面でもあるということである<sup>53)</sup>。そして、人格統合としての尊厳に対する侵害は、2つの局面において存在する。

---

49) Id. at 202-03.

50) Id. at 204.

51) Id. at 206-08.

まず、個人がある特定の性格（自己の性格とは異なる性格を有する人物）へ変えられるような場合である。例えば、名誉毀損がその典型として挙げられる。表現の自由は公的な場での表現を保障すると同時に、個人の名誉を不当な侵害から保護するものであり、個人の名誉を毀損する表現は個人の尊厳を侵害するものとされている<sup>54)</sup>次に、個人が自己実現を充足できない場合である、例えば、それは薬物の検査を強制する場合が典型例として挙げられる。National Treasury Employees Union v. Von Raab, 489 U. S. 656 (1989) では、税関職員に対する薬物検査はやむにやまれぬ政府利益を達成するために必要なものとされたが、

52) Id. at 208. 個人の自己決定権と環境の関係については、日本においても指摘がなされている。「具体的個人は、常に・既に『環境』のなかに巻き込まれて、在る。『環境』から全く自由な個人など、在りえない」。『環境』が個人を取り囲み、個人の生の在りようを規定する一方で、個人は、自らの選択を通して『環境』に働きかけ、『環境』を再構成する能力をも、有する。個人を取り囲み、規定する『環境』と、『決定する自己』とは、この意味において循環的である。この循環の滞ることのない限り、個人が『環境』のなかに巻き込まれて在るという事実は、個人の道徳的行為主体性と矛盾しない。いや、それどころか『環境』を超越した絶対的に自由な空間においては『決定する自己』もまた、在りえないだろう」。そのために、自己決定権には「いわば倫理的前提として、『環境』という偶然のもたらす不公正の是正もまた要求される。自己決定権の主張とは、『環境』の是正要求を内容とする積極的自由の主張であの規範内容を、消極的自由論で汲み取ることはできない」。小泉良幸「自己決定と、その環境」山形大学法政論叢 10号 (1997年) 66, 72頁。

同様の指摘は他にもなされている。自己決定権は、公権力の排除を要求するのみならず、条件、環境、構造に規定され、それに依存しているともいえる。要するに、自己決定権に「環境」の是正が要請されるということは、「自律的生のために『言語』に依拠せざるを得ないこと、意思決定システムが視覚システムに規定されていると嘆く者も、やはり生のために自らの身体的条件や遺伝的条件に依拠せざるを得ない」と同様であり、自己決定権も政治的条件・制度に依拠することになる。現代国家において、政府から独立した領域で行われる行為、「始原的行為」は減少し、個人の自律的生は始原的行為ではなく、制度的行為と結合し、制度依存的である。例えば、日本においては、学校における髪型の自由は教育制度を前提としたものであり、医療における自己決定権は医師を基軸とする医療制度に依拠している。そのために、自己決定権は公権力に対して、「その適切な行使を、あるいは自律のための適切な制度的条件」を要求する側面を有している。そうすると、自己決定権は制限しないということも自己決定権の侵害ということになる。その意味で、自己決定権は政府の制約を排除するという単純な防御権の構成を取らないというのである。山本龍彦「生殖補助医療と憲法 13 条－『自己決定権』の構造と適用」辻村みよ子・長谷部恭男編『憲法理論の再創造』（日本評論社、2011年）326～329頁。

53) Id. at 215-16.

54) Id. at 217-18.

反対意見は薬物検査の強制は職員の個人の尊厳を侵害するものであるとしている<sup>55)</sup>

第5に、共同的価値(collective virtue)としての尊厳である。共同的価値としての尊厳は、上記で検討してきた尊厳とは異なり、共同体主義(communitarianism)にその起源がある。共同的価値とは、共同体における人間の理性的な振る舞いを重視するものである。そのために、人間の理性的ではない行為は、共同的価値としての尊厳を侵害することになる<sup>56)</sup>この共同的価値としての尊厳が特に問題となるのは修正8条の領域である。何が修正8条の規定する「残虐で異常な刑罰」に該当するかは、修正8条自体から導くことはできない。その意味で、修正8条は open-end な構造となっている<sup>57)</sup>そこで、連邦最高裁は、当該刑罰が修正8条における「残虐で異常な」ものに該当するか否かを判断するために、品位の発展する基準に基づいて判断してきた<sup>58)</sup>この基準は、1958年の *Trop v. Dulles*<sup>59)</sup>において定式化されたものである。そして、連邦最高裁はこの基準は現在においても維持しているが、この品位についての発展する基準と共同的価値としての尊厳は密接に関連している。例えば、*Roper v. Simmons*, 543 U. S. 551 (2005) においては犯行時に18歳未満である被告人を死刑に処すことは、修正8、修正14条に反するとされた。そこでは品位についての発展する基準に基づいて未成年者に対して死刑を課すことが修正8条に反するかどうか判断されたが、*Kennedy* 裁判官の法廷意見は未成年者に対する死刑は国際的なコンセ

---

55) *Id.* at 219.

56) *Id.* at 221-22.

57) JOHN ELY, *DEMOCRACY AND DISTRUST: A THEORY OF JUDICIAL REVIEW* 13-14 (1980).  
なお、修正8条は、1689年のイギリス権利章典に起源を有しており、修正8条の原意は、死刑を禁止するというものではなく、拷問のような特定の野蛮な刑罰を禁止することであるとされている。Anthony Granucci, “*Nor Cruel and Unusual Punishments Inflicted:*” *The Original Meaning*, 57 CALIF. L. REV. 839, 860-65 (1969).

58) Paolo G. Carozza, “*My Friend Is a Stranger*”: *The Death Penalty and the Global Jus Commune of Human Rights*, 81 TEX. L. REV. 1031, 1082 (2003); Matthew Albers, Note, *Legislative Deference in Eighth Amendment Capital Sentencing Challenges: The Constitutional Inadequacy of the Current Judicial Approach*, 50 CASE W. RES. L. REV. 467, 490-97 (1999).

59) 356 U. S. 86 (1958).

ンサスに反するというだけではなく、国家の共同的価値としての尊厳に反すると指摘した<sup>60)</sup>。このように、修正8条の領域においては、当該刑罰が品位についての発展する基準に反するか否か、すなわち、共同的価値としての尊厳を有する社会の基準から判断されるということがポイントになっている<sup>61)</sup>。

### 3 尊厳の適用の在り方

#### 3-1 尊厳のもとでの自由と平等の統合的理解

では、上記で検討した尊厳は実際に個々の事案においてどのように適用されているのであろうか。連邦最高裁において最初に明示的に尊厳されたのは *Korematsu v. United States* における *Murphy* 裁判官の反対意見である。*Murphy* 裁判官は、法廷意見が日系アメリカ人の強制収容について戦争を理由として許容したことに対して、本件では個人の尊厳が問題になっていると指摘した<sup>62)</sup>。それ以降、連邦最高裁は、尊厳に言及し発展させていくことになる<sup>63)</sup>。例えば、表現の自由の領域において、尊厳への言及がなされてきた。尊厳は表現の自由を正当化する法理として援用されてきた<sup>64)</sup>。伝統的に、表現の自由の意義は、公的議論の場から政府の制限を排除し<sup>65)</sup>、それにより個人の自由や自律を保障することにある。その意味で、表現の自由の伝統的意義は尊厳とも関わるものである。この点について、「尊厳は選択であり、表現行為は選択の側面であり、表現行為

60) Meltzer, *supra* note 18, at 224. さらに、*Brown v. Plata*, 131 S. Ct. 1910 (2011) において、州刑務所の過密状態が受刑者の医療環境を悪化させているとし、修正8条に反するとして、受刑者を定員の137.5%に当たる11万人にまで削減することを命じた連邦地方裁判所の命令が容認された。そこでは、受刑者は権利を制限させているものの、それにかかわらずすべての人間の有する尊厳は維持されており、刑務所における医療環境の悪化は人間の尊厳の概念にそぐわないと指摘する。

61) Meltzer, *supra* note 18, at 224-25.

62) 323 U. S. 214, 240 (1944) (*Murphy, J., dissenting*).

63) Maxine Goodman, *Human Dignity in Supreme Court Constitutional Jurisprudence*, 84 NEB L. REV. 740 (2005).

64) Guy Carmi, *Dignity – The Enemy from Within: A Theoretical and Comparative Analysis of Human Dignity as a Free Speech Justification*, 9 U. PA. J. CONST. L. 957 (2007).



の規制は尊厳を剥奪する」と指摘されている<sup>66)</sup>。このように、表現の自由の領域において、尊厳は表現の自由の意義を正当化する法理として援用されている<sup>67)</sup>。

また、平等保護の領域においても、人種差別を禁止する理由について、個人の有する価値や本質的な要素ではなく、その人のうまれ (ancestry) によりその人を判断することは個人の有する尊厳を侵害することにつながるからであると指摘されている<sup>68)</sup>。

さらに、修正 14 条の実体的デュープロセスの領域において、個人のプライバシー、尊厳は州による不当な侵害から保護されるものであると観念されてきた<sup>69)</sup>。この点、Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey においては、「人が人生において行うであろう最も親密で人格的な選択、人格の尊厳および自律にとり中心的な選択を含む事柄が、修正 14 条に保障された自由にとって中心的である。自由の中心には、存在、意味、宇宙、人間の生命の神秘の観念を自らで定義する権利が存在する」と指摘されている<sup>70)</sup>。

近年、実体的デュープロセスの領域において、尊厳概念は注目すべき展開をみせている。周知のように、これまで連邦最高裁は、Roe 判決<sup>71)</sup>に見られるように、デュープロセス条項を用いて一定の憲法上列挙されていない基本的権利

65) Cohen v. California, 403 U. S. 15 (1971) (ベトナム戦争時において、軍の徴兵に反対する人が裁判所に入るに際して、Fuck the Draft と表記されたジャケットを着る行為について、修正 1 条の保護が及ぶとした)。なお、近年では、ヘイトスピーチの規制理由として、尊厳に対する侵害が挙げられている。Alexander Tsesis, *The Empirical Shortcomings of First Amendment Jurisprudence: A Historical Perspective on the Power of Hate Speech*, 40 SANTA CLARA L. REV. 729, 779-80 (2000)。

66) Rao, *supra* note 14, at 213.

67) Guy Carmi, *Dignity – The Enemy from Within: A Theoretical and Comparative Analysis of Human Dignity as a Free Speech Justification*, 9 U. PA. J. CONST. L. 957 (2007)。

68) Rice v. Cayetano, 528 U. S. 495 (2000)。

69) Schmerber v. California, 384 U. S. 757 (1966) ; Skinner v. Railway Lab. Execs. Ass'n, 489 U. S. 602 (1989)。連邦最高裁は、修正 14 条のもとでプライバシーと尊厳の保護は密接に関連するものであるとして捉えており、両者を別個のものとしては見ていない (むしろ、尊厳とプライバシーを同一のものとして捉えている) という。John Castiglione, *Human Dignity Under the Fourth Amendment*, WIS. L. REV. 655, 684 (2008)。

70) 505 U. S. 833 (1992)。

71) 410 U. S. 113 (1973)。

を保障してきたのである<sup>72)</sup>。また、連邦最高裁は、平等保護の領域において<sup>73)</sup>、人種差別を典型とする疑わしい区分のみならず、一定の基本的権利を認めてきた。連邦最高裁は、選挙権 (Baker v. Carr<sup>74)</sup>・Wesberry v. Sanders<sup>75)</sup>・Reynolds v. Sims<sup>76)</sup>・Harper v. Virginia State Board of Election<sup>77)</sup>・Kramer v. Union Free School District<sup>78)</sup>・Kirkpatrick v. Preisler<sup>79)</sup>) 移転の自由 (Shapiro v. Thompson<sup>80)</sup>・Dunn v. Blumstein<sup>81)</sup>・Memorial Hospital v. Maricopa County<sup>82)</sup>)、裁判所に対するアクセス (Griffin v. Illinois<sup>83)</sup>・Douglas v. California<sup>84)</sup>・M. L. B. v. S. L. J.<sup>85)</sup>) の領域において、権利の重要性に着目しそれを基本的権利として承認され、その制約に対して厳格審査を及ぼしてきた<sup>86)</sup>。

ところで、従来、デュープロセスにおける自由と平等保護は別個のものとして観念されてきたが<sup>87)</sup>、尊厳が適用されるに際して、自由と平等保護は統合的に理解される傾向にある<sup>88)</sup>。尊厳のもとで、自由と平等保護は明確にリンクしてい

72) 松井茂記「実体的デュー・プロセス理論の再検討」阪大法学 141・142号 (1987年) 306～316頁。

73) Viktor Mayer, *Substantive Due Process and Equal Protection in the Fundamental Rights Realm*, 33 HOWARD L. J. 309-20 (1992).

74) 369 U. S. 128 (1962).

75) 376 U. S. 1 (1964).

76) 377 U. S. 533 (1964).

77) 383 U. S. 663 (1966).

78) 395 U. S. 621 (1969).

79) 394 U. S. 526 (1969).

80) 394 U. S. 618 (1969).

81) 405 U. S. 330 (1972).

82) 415 U. S. 250 (1974).

83) 351 U. S. 12 (1956).

84) 372 U. S. 353 (1963).

85) 519 U. S. 102 (1996).

86) Thomas McCoy, *Recent Equal Protection Decisions – Fundamental Right to Travel or Newcomers as a Suspect Class*, 28 VAND. L. REV. 987 (1985).

87) William Eskridge, *Destabilizing Due Process and Evolutive Equal Protection*, 47 UCLA L. REV. 1183, 1216 (2000).

88) See Ruth Bader Ginsburg, *Some Thoughts on Autonomy and Equality in Relation to Roe v. Wade*, 63 N. C. L. REV. 375 (1985); Kenneth L. Karst, *The Liberties of Equal Citizens: Groups and the Due Process Clause*, 55 UCLA L. REV. 99 (2007).

ると指摘されている<sup>89)</sup>この点について、Yoshinoによれば、従来から、連邦最高裁が自由と平等を区分するのではなく、自由と平等をリンクさせ、権利保障を行ってきたという<sup>90)</sup>例えば、異人種間の婚姻を刑罰で禁止した州法を違憲とした *Loving v. Virginia*<sup>91)</sup>では、人種的区分に基づいて婚姻という基本的自由を否定することは、修正 14 条の中核にある平等を侵害し、デュープロセスで認められる自由を剥奪するものであると判示しており<sup>92)</sup>自由に対する恣意的な制限と差別を極めて相対的に捉えてきたという<sup>93)</sup>さらに、この尊厳という概念のもとでは、人間が普遍的に有している共通の利益が強調されることになる。そして、人間の尊厳のもとでは、自由と平等の区分は相対化する<sup>94)</sup>そのために、尊厳のもとでは個人の有する市民的権利から普遍的な人権の保障へとシフトする<sup>95)</sup>

このように、尊厳のもとでは、自由と平等といった個々の権利主張は独立したものではなく、それらは統合されていくことになる。その意味で、尊厳は人権保障の基礎を提供するものとして機能するのである<sup>96)</sup>こうした尊厳の有する多様

89) Laurence Tribe, *Lawrence v. Texas: The Fundamental Right That Dare Not Speak Its Name*, 117 HARV. L. REV. 1893, 1898 (2004). こうした指摘は他にも見られる。Reva Siegel, *Sex Equality Arguments for Reproductive Rights: Their Critical Basis and Evolving Constitutional Expression*, 56 EMORY L. J. 815, 833-34 (2007); Rebecca L. Brown, *Liberty, the New Equality*, 77 N. Y. U. L. REV. 1491, 1541 (2002); Reva Siegel, *Reasoning from the Body: A Historical Perspective on Abortion Regulation and Questions of Equal Protection*, 44 STAN. L. REV. 261, 276-77 (1992).

90) Kenji Yoshino, *The New Equal Protection*, 24 HARV. L. REV. 747, 750 (2011).

91) 388 U. S. 1 (1967).

92) *Id.* at 12.

93) Kenneth L. Karst, *The Fifth Amendment's Guarantee of Equal Protection*, 55 N. C. L. REV. 541, 554 (1977).

94) Susanne Baer, *Dignity Liberty, Equality: A Fundamental Rights Triangle of Constitutionalism*, 59. U. TORONTO L. J. 417 (2009).

95) Yoshino, *supra* note 90, at 793. 例えば、個人の尊厳という観点から、同性婚の問題は、同性愛者の特定集団の有する婚姻の自由ではなく、すべての成人の有する婚姻の権利が制限されているということになる。尊厳のもとでは特定の権利が問題となるのではなく、我ら人民 (“We, the People”) の有する普遍的権利が問題となるのである。そのために、特定集団の権利保障のみに焦点を当てる時代は終わったというのである。

96) Glensy, *supra* note 28, at 130.

性は、権利保障に際していくつかの利点を有する。例えば、同性婚の否定の問題を例に取り上げて考えると、同性婚の否定は、同性愛者の尊厳を侵害することになり、具体的には同性愛者の有する婚姻の権利の制限であると同時に同性愛者に対する差別として構成することが可能となる（この点は後に検討する）<sup>97)</sup>また、スペイン語を話す陪審員を陪審から忌避することが許されるかどうかという問題を取り上げれば、尊厳という観点からは、第一言語を話す権利は尊厳に含まれることになり、それを否定する政府の正当化根拠が問われることになる。<sup>98)</sup>

そして、近年では、こうした傾向はより明確になっている<sup>99)</sup>特に、尊厳が明示的に言及されているのは、性的自由、中絶、同性婚の領域である（これらの領域において、尊厳を積極的に援用しているのは、Anthony Kennedy 裁判官である）<sup>100)</sup>従来より、これらの領域では、偏見や敵意に基づく政策や法律により重大な権利制限が生じ、個々の権利侵害のみならず尊厳の侵害が指摘されていた<sup>101)</sup>以降では、尊厳の意義について、尊厳の実践的な側面、すなわち、判例における具体的適用の局面に焦点を当て検討を行う。

---

97) Yoshino, *supra* note 90, at 794.

98) *Id.* at 796.

99) 特に、Robert コートはその傾向が極めて顕著であり、また、尊厳を憲法上の価値として明確に承認している。Erin Daly, *Human Dignity in the Roberts Court: A Story of Inchoate Institutions, Autonomous Individuals, and the Reluctant Recognition of a Right*, 37 OHIO N. U. L. REV. 381, 381-82 (2011).

100) Randall Kelso, *Justice Kennedy's Jurisprudence on the First Amendment Religion Clauses*, 44 MCGEORGE L. REV. 103 (2013). Kelso は、Kennedy 裁判官が市民的自由主義者 (civil-libertarian) であると評価する。

101) Carlos Ball & Janice Farrell Pea, *Warring with Wardle: Morality, Social Science, and Gay and Lesbian Parents*, 1998 U. ILL. L. REV. 253.